

令和 7 年 2 月 4 日
生 活 文 化 政 策 部
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課

世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3 月	公布（同日施行）
	1 0 月	改定後料金適用開始

世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立男女共同参画センター条例 平成2年11月15日条例第50号 改正 平成9年3月12日条例第17号 平成12年3月13日条例第33号 平成13年3月13日条例第20号 平成15年3月13日条例第13号 平成17年9月29日条例第51号 平成19年12月11日条例第60号 平成24年12月10日条例第64号 平成28年3月8日条例第7号 平成30年3月6日条例第14号 <u>令和7年3月 日条例第 号</u> 世田谷区立男女共同参画センター条例 (目的及び設置) 第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、区民の自主的かつ実践的な活動の場と機会を提供するため、東京都世田谷区太子堂一丁目12番40号に世田谷区立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。 (愛称) 第2条 男女共同参画センターの愛称は、「らぷらす」とする。 (事業) 第3条 男女共同参画センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 男女の相互理解を促進するための事業 (2) 個人の自立を支援するための事業 (3) 区民が相互に交流するための事業	○世田谷区立男女共同参画センター条例 平成2年11月15日条例第50号 改正 平成9年3月12日条例第17号 平成12年3月13日条例第33号 平成13年3月13日条例第20号 平成15年3月13日条例第13号 平成17年9月29日条例第51号 平成19年12月11日条例第60号 平成24年12月10日条例第64号 平成28年3月8日条例第7号 平成30年3月6日条例第14号 世田谷区立男女共同参画センター条例 (目的及び設置) 第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、区民の自主的かつ実践的な活動の場と機会を提供するため、東京都世田谷区太子堂一丁目12番40号に世田谷区立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。 (愛称) 第2条 男女共同参画センターの愛称は、「らぷらす」とする。 (事業) 第3条 男女共同参画センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 男女の相互理解を促進するための事業 (2) 個人の自立を支援するための事業 (3) 区民が相互に交流するための事業

改正後	改正前
(4) 女性の社会参画を支援するための事業 (5) 男女共同参画センターの施設を利用に供すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画センターの目的を達成するために必要な事業 (施設)	(4) 女性の社会参画を支援するための事業 (5) 男女共同参画センターの施設を利用に供すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画センターの目的を達成するために必要な事業 (施設)
第4条 男女共同参画センターに、次の施設を置く。 (1) 研修室 (2) 子ども室 (3) 情報・交流コーナー (4) 資料コーナー (5) 印刷コーナー (利用者の範囲)	第4条 男女共同参画センターに、次の施設を置く。 (1) 研修室 (2) 子ども室 (3) 情報・交流コーナー (4) 資料コーナー (5) 印刷コーナー (利用者の範囲)
第5条 前条に規定する施設を利用できるものは、次に掲げるものとする。ただし、同条第1号及び第2号に規定する施設については、第2号に規定するものに限る。 (1) 区民及び区内に在勤し、又は在学する者 (2) 前号に規定する者を2分の1以上の構成員とする5名以上の団体 (3) その他区長が認めた者 (利用手続)	第5条 前条に規定する施設を利用できるものは、次に掲げるものとする。ただし、同条第1号及び第2号に規定する施設については、第2号に規定するものに限る。 (1) 区民及び区内に在勤し、又は在学する者 (2) 前号に規定する者を2分の1以上の構成員とする5名以上の団体 (3) その他区長が認めた者 (利用手続)
第6条 第4条に規定する施設を利用しようとするものは、区長が別に定めるところに従い、利用の申請をし、その承認を受けなければならない。 (利用の不承認)	第6条 第4条に規定する施設を利用しようとするものは、区長が別に定めるところに従い、利用の申請をし、その承認を受けなければならない。 (利用の不承認)
第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を承認しないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。	第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を承認しないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。

改正後	改正前
(3) 第4条に規定する施設の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	(3) 第4条に規定する施設の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
(4) 管理上支障があるとき。 (利用の条件)	(4) 管理上支障があるとき。 (利用の条件)
第8条 区長は、利用の承認について、条件を付けることができる。 (承認の取消し等)	第8条 区長は、利用の承認について、条件を付けることができる。 (承認の取消し等)
第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、男女共同参画センターの施設の利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。 (1) 利用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号のほか、区長が必要があると認めたとき。 (使用料)	第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、男女共同参画センターの施設の利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。 (1) 利用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号のほか、区長が必要があると認めたとき。 (使用料)
第10条 第4条第1号に規定する施設の利用の承認を受けたものは、指定された期日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。	第10条 第4条第1号に規定する施設の利用の承認を受けたものは、指定された期日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。
2 第4条第2号から第5号までに規定する施設の使用料は、無料とする。 (使用料の減免)	2 第4条第2号から第5号までに規定する施設の使用料は、無料とする。 (使用料の減免)
第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料について、区長が相当と認めた額を減額し、又は免除することができる。 (1) 公共的団体が男女共同参画の実現に係る事業のために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。	第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料について、区長が相当と認めた額を減額し、又は免除することができる。 (1) 公共的団体が男女共同参画の実現に係る事業のために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

改正後	改正前
(使用料の還付) 第12条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償) 第13条 男女共同参画センターの施設又は設備等を損傷し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の制限等) 第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、男女共同参画センターの利用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は男女共同参画センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 男女共同参画センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (委任) 第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、平成2年12月12日から施行する。ただし、女性センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(平成3年2月1日＝平成3年1月31日付 世田谷区告示第9号) 附 則 (平成9年3月12日条例第17号) この条例は、平成9年4月1日から施行する。 附 則 (平成12年3月13日条例第33号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 (平成13年3月13日条例第20号) この条例は、平成13年4月1日から施行する。	(使用料の還付) 第12条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (損害賠償) 第13条 男女共同参画センターの施設又は設備等を損傷し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の制限等) 第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、男女共同参画センターの利用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は男女共同参画センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 男女共同参画センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (委任) 第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、平成2年12月12日から施行する。ただし、女性センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(平成3年2月1日＝平成3年1月31日付 世田谷区告示第9号) 附 則 (平成9年3月12日条例第17号) この条例は、平成9年4月1日から施行する。 附 則 (平成12年3月13日条例第33号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 (平成13年3月13日条例第20号) この条例は、平成13年4月1日から施行する。

改正後	改正前
附 則（平成15年 3 月13日 条例第13号） この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成17年 9 月29日 条例第51号） この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成19年12月11日 条例第60号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第10条から第12条まで及び別表の規定は、平成20年 7 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成24年12月10日 条例第64号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立男女共同参画センター条例の規定は、平成25年 7 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成28年 3 月 8 日 条例第 7 号） 1 この条例は、平成28年10月 1 日から施行する。ただし、第14条を第15条とし、第13条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成28年10月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成30年 3 月 6 日 条例第14号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和 7 年 3 月 日 条例第 号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u>	附 則（平成15年 3 月13日 条例第13号） この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成17年 9 月29日 条例第51号） この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成19年12月11日 条例第60号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第10条から第12条まで及び別表の規定は、平成20年 7 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成24年12月10日 条例第64号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立男女共同参画センター条例の規定は、平成25年 7 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成28年 3 月 8 日 条例第 7 号） 1 この条例は、平成28年10月 1 日から施行する。ただし、第14条を第15条とし、第13条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成28年10月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成30年 3 月 6 日 条例第14号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

改正後				改正前			
2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。							
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
施設の種別	午前	午後	夜間	施設の種別	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
研修室1	<u>1,050円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,400円</u>	研修室1	<u>810円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>
研修室2	<u>390円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	研修室2	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>
研修室3	<u>1,050円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,400円</u>	研修室3	<u>810円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>
研修室4	<u>390円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	研修室4	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>